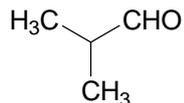


食品用香料の名称について

食品用香料の品目名案

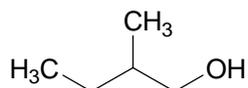
・イソブタナール

	日本名	英名
品目名	イソブチルアルデヒド	Isobutyraldehyde
別名	イソブタナール	Isobutanal
化学名	2-Methylpropanal	
化学構造式		



・2-メチルブタノール

	日本名	英名
品目名	2-メチルブタノール	2-Methylbutanol
別名	なし	
化学名	2-Methylbutan-1-ol	
化学構造式		



補足説明：Isobutanal について

isobutanal は、IUPAC 有機化合物命名法では化学名として認められていない。IUPAC 命名法では「isobutane」は置換基のない炭化水素の場合にだけ認められている慣用名であり、isobutane に置換基を導入して isobutanal と命名することは認められていない。しかし、化学名 isobutanal は誤用であっても学術の世界で広く通用しているのが現状であり、別名として採用することを提案する。

食品用香料の品目名等の原則

1. 品目名

- 1) 汎用されている名称を品目名とする。
- 2) 原則として、IUPAC 命名法に基づく化学名（体系名でも慣用名でもよい）であること。
- 3) 品目名（英名）を日本化学会が制定した「化合物名日本語表記の原則」（注）に従って、日本語表記した名称を品目名（日本名）とする。
- 4) この原則は、既指定品目の品目名にはさかのぼって適用しない。

（注）日本化学会化合物命名小委員会編集「化合物命名法（補訂 7 版）」2000 年発行に収載

2. 別名

- 1) 品目名以外に、日本国内の香料業界（食品用香料に限定しない）において現在広く使われている香料の名称で特定の商品名に由来しないものがある場合は、これを別名とすることができる。
- 2) 原則として、IUPAC 命名法に基づく化学名（体系名でも慣用名でもよい）であること。IUPAC 命名法に基づかない化学名でも、有機化学化合物名として国際的に汎用されていることが明らかな場合は考慮する。
- 3) 化学構造を特定する目的のためだけに体系的化学名を別名に挙げることはしない。化学構造を特定する目的のためには、「化学名」、「構造式」、CAS 登録番号がある。

3. 化学名の記載

- 1) IUPAC 命名法に従って体系的化学名を英語で命名し、化学名の最初は大文字で記載する。

補足： 品目名及び別名では、化学名の主基が 1 位だけにある場合には主基の位置番号 1 を省略した名称を使用できる。

例：1-butanol または butan-1-ol → butanol

2-methyl-1-butanol または 2-methylbutan-1-ol → 2-methylbutanol